信用保証付債権DDSの要件である再生計画の内容について

- 認定経営革新等支援機関が、経営改善計画策定支援事業によって策定を支援し、全債権者の合意を得た事業再生計画においても、信用保証付債権DDSの対象に加えるよう要件拡充をしたところ、当該計画については、各債権者が計画の公正性を判断するためにも原則以下の内容を含んだ計画とする。
- 当該計画にて、信用保証付債権DDSを検討する場合においては、信用保証付債権しか存在しない場合は、プロパー新規融資の原則同時実行を要件とすることで信用保証付債権DDSの対応を可能とする。

事業再生計画案の内容

- ○事業再生計画案は、最低限次の内容を含むものとする。 (※詳細は各信用保証協会・金融機関と要調整)
- イ. 自助努力が十分に反映されたものであるとともに、以下の内容を含むものとする。
 - 事業者の概況
 - ・財務状況(資産・負債・純資産・損益)の推移
 - •実態貸借対照表
 - ・経営が困難になった原因
 - ・事業再生のための具体的施策
 - ・今後の事業及び財務状況の見通し
 - ・資金繰り計画(金融支援を要請する場合はその内容)
- ロ. 実質的に債務超過である場合は、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から 5 年以内を目途に実質的な 債務超過を解消する内容とする。 (ただし、5 年超の場合であっても、合理的な理由がある計画を排除しない。)
- ハ. 対象債権者に対して金融支援を要請する場合には、経営責任の明確化を図る内容とする。
- 二. 事業再生計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等であることを旨とし、債権者間の負担割合については、衡平性の 観点から、個別に検討する。
- ホ. 必要に応じて、地域経済の発展や地方創生への貢献、取引先の連鎖倒産回避等による地域経済への影響も鑑みた内容とする。